



長野県報

3月24日(木)
平成28年
(2016年)
第2759号

目次

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の特定事業主及び職員を定める規則(職員キャリア開発センター)	2
長野県開発審査会運営規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課)	2
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課)	2
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課)	2
学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(義務教育課)	2
長野県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)	3

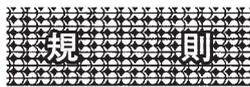
告 示

都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	3
障害者多数雇用事業者等からの物品等の調達等に関する要綱の一部改正(労働雇用課)	4
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	4
公共測量の終了(3件)(建設政策課)	4
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(8件)(砂防課)	5
平成19年長野県告示第297号(建築基準法第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部改正(建築住宅課)	6

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用課)	6
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働課)	6
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業政策課サービス産業振興室)	7
特定調達契約に係る一般競争入札(交通規制課)	7
平成27年度定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針(監査委員事務局)	9

正誤(情報公開・法務課)	34
--------------------	----



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の特定事業主及び職員を定める規則をここに公布します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第11号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の特定事業主及び職員を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、次の表の左欄に掲げる特定事業主とし、同項の規則で定める職員は、同表の左欄に掲げる特定事業主についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職員とする。

特定事業主	職員
知事	知事が任命する職員
地方公営企業の管理者	地方公営企業の管理者が任命する職員
議長	議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員キャリア開発センター

長野県開発審査会運営規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第12号

長野県開発審査会運営規則の一部を改正する規則

長野県開発審査会運営規則(昭和46年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第1号中「第34条第10号」を「第34条第14号」に改め、同項第2号中「第50条第1項」を「第50条第1項前段」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第13号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第6の軽井沢町屋外広告物特別規制地域の2の(2)のイの屋上広告物の項及び壁面広告物の項中「(近隣商業地域にあつては、3分の1)以下かつ」を「以下、かつ、当該建築物において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者当たり20平方メートル以下並びに」に改め、「(近隣商業地域にあつては、15平方メートル)」を削る。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第14号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の2の(2)中「に規定する手数料、同表の5の(2)」を「、同表の3の3及び同表の5の(2)に、「」及び」を「」並びに」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

会計課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月24日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(平成27年長野県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同項中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に、「100分の2.8」を「100分の2.9」に、「100分の3.8」を「100分の3.9」に、「100分の4.8」を「100分の4.9」に、「100分の2.3」を「100分の2.4」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校

職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

義務教育課

長野県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月24日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(長野県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第16号の備考の1中「公安委員会」を「長野県公安委員会」に改め、同備考の2に次のただし書を加える。

ただし、審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第16号の備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

様式第18号の備考の1中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同備考の2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第21号の備考の1中「60日」を「3月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に改め、同備考の2ただし書中「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

様式第22号の備考の1中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同備考の2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年長野県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第4号の備考の1中「公安委員会」を「長野県公安委員会」に改め、同備考の2に次のただし書を加える。

ただし、審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第4号の備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

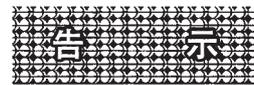
2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

様式第5号の備考の1中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同備考の2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

交通企画課



長野県告示第177号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
小布施町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画下水道事業 小布施町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和61年1月9日から
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和61年長野県告示第13号、平成元年長野県告示第625号、平成3年長野県告示第164号、平成6年長野県告示第221号、平成8年長野県告示第711号、平成13年長野県告示第60号、平成18年長野県告示第141号及び平成22年長野県告示第189号の事業地に、上高井郡小布施町大字小布施字鳥林、字林及び字北畑並びに大字山王島字荒町並びに大字飯田字古屋敷並びに大字都住字三毛、字立場及び字道添並びに大字中松字母子塚並びに大字雁田字観音下、字松川端、字(甲) 不動及び字(甲) 外不動地内において事業地を変更する。

生活排水課